



11 施策の実施計画の策定・実施

第7章から第10章で定めた方向性と方法に基づき、本計画を実施していく。実施にあたっては、短期、中期、長期に分けて工程計画をたてる。

保存管理の実施については、継続的に日常管理を行い、状況に応じて現状変更、追加指定、公有化等を行っていく。

整備の実施については、短期的な取組みとして、整備計画・設計の策定後、遺構を保存するための整備を実施する。中期的な取組みとして、遺構の表示や便益施設の設置など、活用のための整備を行う。そのほか、周辺のまちづくりとの連携が必要となる施策については、中期から長期にかけて周辺状況にあわせて実施していく。

なお、活用については、整備の完了前から、地域住民にむけた部分的な公開イベント等を開催し、本史跡の魅力を発信していく。(表 11-1-1)

表 11-1-1 主な施策の実施時期（令和4年3月時点）

主な施策	年度 (令和)	実施時期													
		短期				中期				長期					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
保存管理	点検、清掃、除草等の日常管理														
	災害の予防措置と対応														
	き損等に対する保存修理														
	史跡地における現状変更の確認・許可														
	調査計画の策定														
	発掘調査等の実施														
	追加指定														
活用	公有化の推進														
	学校教育と連携した歴史学習の実施														
	史跡でのイベント開催														
	地域ボランティアの育成と組織づくり														
	コースマップづくり														
整備	パンフレットやSNS サイト等の作成														
	整備計画の策定														
	保存のための整備	盛土等													
	活用のための整備	遺構表示													
		説明板等													
		ガイダンス施設													
		便益施設等													
		動線及び視点場													
運営・体制	まちづくりと連携した整備	進入経路等													
	庁内体制の強化														
	地域との協働による運営体制の構築														
関係機関との連携体制の整備															

実施予定期間 状況に応じて実施 準備・経過観察



12 経過観察

施策が適切に実施され、効果を上げているかなどの確認を行うため、定期的に経過観察(モニタリング)を行う。経過観察の実施においては、施策ごとに評価指標及び確認の周期を定め、自己点検表を用いて実施状況等を把握する。経過観察の結果と意義について、庁内関係各課やその他関係者等と共有し、保存管理、活用、整備、運営・体制における改善や、今後の新たな展望に向けた施策の立案等へ繋げていくものとする(表 12-1-1)。

表 12-1-1 主な施策とモニタリング計画（令和4年3月時点）

主な施策		評価指標	周期
保存管理	点検、清掃、除草等の日常管理	実施回数	年1回
	災害の予防措置と対応	実施回数	年1回
	き損等に対する保存修理	保存修理件数	年1回
	史跡地における現状変更の確認・許可	届出件数	年1回
	調査計画の策定	策定実績	—
	発掘調査等の実施	調査実施回数	年1回
	追加指定	追加指定の有無	年1回
	公有化の推進	進捗率	年1回
活用	学校教育と連携した歴史学習の実施	開催回数	年1回
	史跡でのイベント開催	開催回数	年1回
	地域ボランティアの育成と組織づくり	ガイド人数・案内件数等	年1回
	コースマップづくり	作成実績・提供回数等	年1回
	パンフレットやSNSサイト等の作成	作成実績・提供回数等	年1回
整備	整備計画・設計の策定	策定実績	—
	保存のための整備	整備実績	年1回
	活用のための整備	遺構表示	整備実績
		説明板等	整備実績
		ガイダンス施設	整備実績
		便益施設等	整備実績
		動線及び視点場	整備実績
運営・体制	まちづくりと連携した整備	進入経路等	整備実績
	府内体制の強化	職員数	年1回
	地域との協働による運営体制の構築	協議回数等	年1回
	関係機関との連携体制の整備	協議回数等	年1回